

江府町告示 第37号

江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付要綱を

別紙のとおり告示する。

令和8年6月16日

江府町長 白石祐治

(主旨)

第1条 この要綱は、江府町内で有機栽培及び特別栽培の取組に関して交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、江府町内在住の有機認証事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、新たに鳥取特別栽培農産物認証を取得（申請日から起算して1年以内に取得）予定の事業者（鳥取県食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金の交付対象団体は除く）

(補助対象経費)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、別表1に掲げる補助対象経費のうち、補助対象者が本事業に関連して支出した経費から別表1に掲げる率を乗じた額とし、別表1に掲げる金額を交付の上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

1. 事業計画書（様式第2号）
2. 収支予算書（様式第3号）

(交付申請の制限)

第6条 補助事業の交付申請は、同一年度において原則1回までとする。

- 2 前項による制限は、次条の規定に基づく交付決定を受けられなかったときは、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定を行う場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して指示を受けなければならないこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの。

(事業の変更承認申請)

第8条 補助対象者が、補助事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金変更承認申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認又は変更決定を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更で特に必要がないと認めるときは、この限りではない。

1. 変更事業計画書(様式第2号)
2. 変更収支予算書(様式第3号)
3. 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類

(事業の変更の承認)

第9条 町長は、前条の規定により承認申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金変更承認通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績の報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、補助事業完了の日から起算して20日又は補助金の交付決定のあった日の属する翌年度4月20日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 完成が確認できる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書を受領したときは、必要な審査等を行い、その報告に係る補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金額確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたとき、または概算払通知を受けたときは、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付請求書(様式第9号)に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

(概算払)

第13条 町長は、概算払により補助金等を交付しようとする場合においてあらかじめその旨を江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金概算払通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることが

できる。

- (1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について不正な行為をしたとき。
- (3) 事業計画書に記載した成果目標を達成できなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年6月16日から適用する。

別表 1

江府町 有機・ 特別栽 培農産 物支援 事業	補助対象事業	補助対象者	補助要件	補助対象経 費	補助率	補助上限額
	有機的管理で 使用する機器 購入費	有機認証事業 者、鳥取県特 別栽培農産 物認証事業 者、新たに鳥 取県特別栽 培農産物認証 を取得（規則 第5条の申請 書の申請日か ら起算して 1年以内に 取得）予定 の事業者 （鳥取県食の みやこ 鳥取 ブランド団体 支援交付金 の交付対象 団体は除く）	左記の機器購入 又は技術習得 が、次に掲げる いずれかの取組 みに結びつくも のであること 1 新たに鳥取 県特別栽培農産 物認証を取得す ること 2 有機認証申 請面積又は鳥取 県特別栽培農産 物認証申請面積 を拡大させるこ と 3 鳥取県特別 栽培農産物にお ける節減対象農 薬の削減割合を 向上させること 4 法人又は団 体における有機 ・特別栽培農 産物の栽培に係 る構成員を増や すこと	有機的管理 で使用する 機器購入費	2/3以 内	総額30万 円
	有機・特別栽 培の技術習得 に必要な経費 （旅費、研修会 参加費、会場使 用料、バス借り 上げ料、講師旅 費、講師謝金 等）			有機・特別 栽培の技術 習得に必要 な経費（旅 費、研修会、 参加費、会 場使用料、 バス借り上 げ料、講師 旅費、講師 謝金等）	1/2以 内	1 個人 単年度あた り10万円 2 法人又 は団体 単年度あた り30万円

様式第2号（第5条、第8条、第10条関係）

江府町有機・特別栽培農産物支援事業計画（報告）書

1 事業区分

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業

2 事業の内容

単位：円

内 容	事業費	負担区分		備考
		町補助金	事業主体	
機器 購入 (1) 導入機械・機器名 (2) 規格・能力 (3) 台数				
技術 習得 (1) 栽培技術名 (2) 実施時期、場所、参加人員 (3) 事業内容				

※報告書にあつては、負担区分の町補助金の欄の上段に（ ）書きで交付決定時の額を記載すること

※有機的管理で使用する機器購入を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、計画書にあつては備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容（金融機関名、制度融資名、金額、償還年数、その他必要事項（予定を含む））を記載して添付すること

※計画書にあつて「融資該当有」と記載した場合は、別紙1に記載した融資を受けようとする金額以外に変更があつた場合は、報告書にあつては別紙2に融資の内容を記載して添付すること

3 有機・特別栽培農産物の取組状況について

区 分	栽培品目	認証 (予定) 面積 (a)	備 考
有機 J A S 認証 (認証機関名 :) (認証番号 :)			
鳥取県特別栽培農産物認証 (生産登録番号 :)			

※鳥取県特別栽培農産物認証の生産登録番号は、直近の該当する栽培品目が含まれる番号を記載すること

※新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得予定の場合は、備考欄に取得予定年月を記載すること

(申請月と認証取得予定月の目安：5月申請→7月認証、8月申請→10月認証、11月申請→1月認証、2～3月申請→4月認証)

※有機認証事業者又は鳥取県特別栽培農産物認証事業者2戸以上で構成する団体の場合、構成員(事業者)毎に記載すること

※栽培品目が多数の場合、栽培品目欄には主な3品目を記載し、認証面積欄には合計面積を記載すること

4 期待される効果(事業の成果)

事業区分	期待される効果(事業の成果)
有機・特別栽培農産物 支援事業	

※別表1の補助要件欄のうち該当する補助要件を記載し、当該要件を満たす具体的根拠(事業実施前及び事業実施後の面積、節減対象農薬の削減割合、構成員数等)を記載すること

5 他の補助金の活用の有無

(1) 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をすること

(2) 活用する補助金の内容

補助金名	
事業内容	
問い合わせ先	

※(1)で「有」に○をした場合のみ記載すること

※問い合わせ先欄には、当該補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載すること

6 消費税の取り扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 地方公共団体

仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

※消費税の取り扱いについて、いずれかに○をすること

7 事業完了（予定）年月日

別紙 1

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること

別紙 2

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受けた場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けた金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること

様式第3号（第5条、第8条、第10条関係）

江府町有機・特別栽培農産物支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

単位：円

事業区分	予算（決算）額			備考
	負担区分		合計	
	町補助金	事業主体		

※事業区分の欄には、別表の第1欄の該当事業名を記載すること

2 支出の部

単位：円

事業区分	予算（決算）額	備考

※事業区分の欄には、別表の第1欄の該当事業名を記載すること

※予算書にあつては、備考欄に経費内訳を記載するとともに積算根拠となる書類を添付すること

※決算書にあつては、備考欄に経費内訳を記載するとともに領収書等の写しを添付すること

※決算書にあつては、決算額の欄の上段に（ ）書きで交付決定時の額を記載すること

様

江府町長

江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名称 江府町有機・特別栽培農産物支援事業
- 2 補助対象事業の内容は 年 月 日付で申請のあった交付申請書のとおりとする。
- 3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合は別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

- 4 補助対象事業者は要綱の定めるところに従わなければならない。

年 月 日

江府町長 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者名)

江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた江府町有機・特別栽培農産物支援事業について、変更したいので、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて承認申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(3) その他 ()

様式第 6 号（第 9 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

江府町長

江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった江府町有機・特別栽培農産物支援事業の変更について、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

記

承認の内容

江府町長 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者名)

江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付発江 第 号で交付決定を受けた江府町有機・特別栽培農産物支援事業が完了したので、江府町有機・特別栽培農産物支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、実績報告書を提出します。

記

補助事業名称	
補助金交付決定額	円
添付書類	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 領収書の写 (4) 完成が確認できる写真 (5) その他 ()

様式第8号（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

江府町長

江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった、 年度江府町有機・特別栽培農産物支援事業について、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 補助金確定額

補助金確定額	円
既交付済額	円
差引交付額	円

2. 提出書類

- (1) 額の確定通知の写し
- (2) 補助金等交付請求書
- (3) 補助金等受入額調書

江府町長 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者名)

江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付請求書

江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金について、江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助事業名称

2 補助金請求額 円

補助金等受入額調書

補助事業名	
補助対象事業費額	円
補助金額	円
既受入額	円
今回受入額	円
今後受入額	円

様式第10号（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

江府町長

江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金概算払通知書

年 月 日付で交付決定のあった、年度江府町有機・特別栽培農産物支援事業について、下記のとおり概算払しますので江府町有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1. 補助金概算払額

交付決定額	円
概算払額	円
既概算払額	円
今回概算払額	円
残 額	円

2. 提出書類

- (1) 交付決定通知の写し
- (2) 概算払通知の写し
- (3) 補助金等交付請求書
- (4) 補助金等受入額調書